北海道科学大学大学院教職課程に関する規則

- 第1条 この規則は、大学院学則第42条に基づき教育職員の免許に関する科目の単位の修得並び に履修についての基準を定める。
- **第2条** 本大学院修士課程の修了者で所定の単位を修得した者は、次の種類の免許状を取得することができる。

専 攻 名	免許状の種類	免許教科
機械工学	高等学校教諭専修免許状	工業
電気電子工学	高等学校教諭専修免許状	工業
情報工学	高等学校教諭専修免許状	情報
建築学	高等学校教諭専修免許状	工業
都市環境学	高等学校教諭専修免許状	工業

- 第3条 前条の免許状を取得するためには、次に掲げる資格及び条件を満たさなければならない。
 - (1) 高等学校教諭一種免許の授与資格を有する者。
 - (2) 大学院修士課程の教科に関する科目を24単位以上修得しなければならない。
- 第4条 この規則の改廃は、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

附則

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。
- 1 この規則の改正は、平成4年4月1日から施行する。
- 1 この規則の改正は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条は、平成16年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規則の改正は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条は、平成17年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規則の改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この規則の改正は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条は、平成23年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規則の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この規則の改正は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条は、平成26年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規則の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この規則の改正は、2019年4月1日から施行する。